

給水装置工事施行承認申込書について



給水装置係

～ はじめに ～

給水課の窓口対応について

窓口対応について

- 予約制(平日9:00から11:30の間で10分間隔)
※一般のお客さまの関係もあり、予約の時間前後はご理解ください。

※予約無しで来局する方が増えておりますので注意願います)
- FAX等を利用した、事前閲覧等の申請(前日の16時まで受付)※厳守

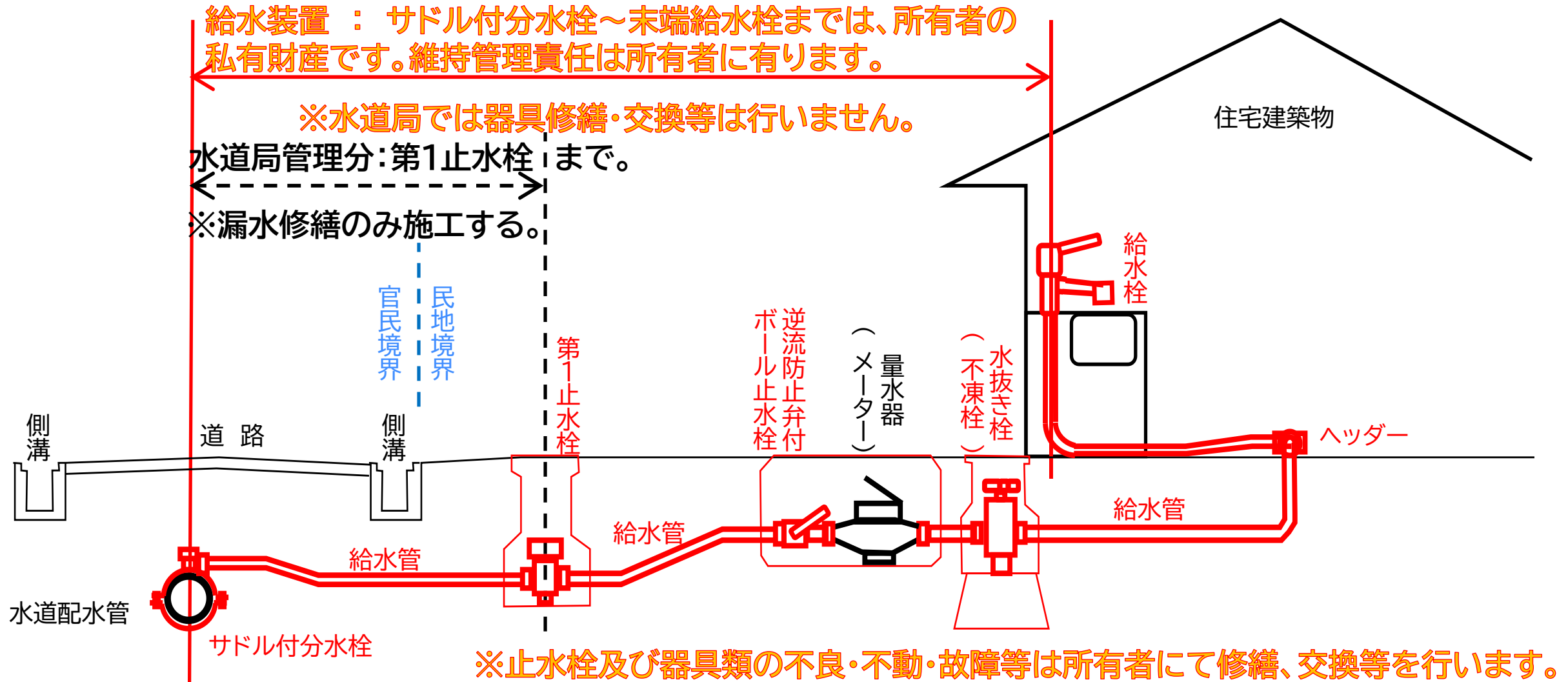
※FAXを送っても、窓口の予約を忘れずに！！

目 次

1. 給水装置工事の管理区分
2. 給水装置工事の基本調査一覧
3. 給水装置所有者変更届
4. 給水装置工事の事前協議
5. 給水装置工事の申込
6. 給水装置工事施行承認申込書の記載
7. 提出書類の種類と必要部数
8. 申込時及び申込前に協議書・申込書が必要な工事

- 9. 給水装置工事申込図書作成上の注意事項
- 10. 受水槽設置申請図作成の注意事項
- 11. 給水装置工事の施工承認
- 12. 手数料・加入金の納入
- 13. 給水装置工事内容の変更
- 14. 給水装置工事の取消し
- 15. 各種助成制度について
- 16. 給水装置工事及び申込の問題点

1. 給水装置工事の管理区分



2. 給水装置の基本調査一覧

調査項目	調査内容
給水装置設置場所	住居表示番号(郵便が届く住所)
使用水量	使用目的(用途)、給水栓数
既設給水装置の有無	管種・口径、出水(水量)、水圧 水道メーター番号・口径・検満月日 水道加入金権利
配水管の布設状況	管種、口径、布設位置
道路の状況	種別(公道・私道等)、幅員、舗装種別
各種埋設物の有無	下水道、ガス、電気、NTT等の布設状況
工事に関する使用承諾書	利害関係者の使用承諾書等

※「**給水図面**」「**給水台帳**」と現地を確認してください。

※現在の水道局に登録されている**給水装置所有者**を確認してください。

※「**給水台帳**」交付は、給水装置所有者または使用者からの委任状が必要です。

※現地で必ず止水栓の位置と**出水確認**をしてください。

※出水確認済と確認日を、申請図に記入してください。

※水道加入金権利の有無を確認してください。

※加入金権利がある場合、現地に『メーターが有るか無いか』を確認してください。

※現地にメーターが有る場合、メーター種別・番号・検満年月を確認してください。

※現地にメーターが無い場合、局に返納になっているかを確認してください。

※給水図面や給水台帳と現地に違いがある場合は、
現地の写真を提出していただく場合があります。

※道路の状況を確認し、関係各課と協議してください。

※利害関係者(土地・家屋・給水管)を確認してください。

3. 給水装置所有者変更届

- ・給水装置所有者の変更は、お預かりしている「給水台帳」「加入金権利」の所有者を変更することです。
- ・給水装置所有者の変更は、法務局の登記簿登録にて自動に変更される訳ではありません。
旧所有者が現在の所有者と同一とは限りません
ので注意してください。
- ・給水装置場所は地番ではなく、住居表示を記入してください。

- ・旧所有者が所在不明などの場合は、**誓約書添付**にて変更することができます。

- ・その際に**理由(旧所有者死亡・旧所有者所在が不明、法人解散等)**を**誓約書**に記入してください。

- ・また、相続などの親族間の変更であれば誓約書の提出はいりません。

※旧所有者記入欄に続柄を記入してください。

**新・旧所有者名・給水装置場所の確認を
怠らないようにお願いします！！！！**

～給水装置の所有者変更届について～

添付書類として

土地または家屋の登記事項証明書(写し)

または

売買契約書(写し) が必要です。

様式第 12 号 (第 20 条関係)

課長	課長補佐	係長	係員	処 理	年 月 日
				給水台帳	
				水栓番号	

様式は変更せず、
このままご利用ください。

給水装置所有者変更届

福島市水道事業管理者 様

令和〇年〇〇月〇〇日

提出日を記入してください。

福島市外の場合、住所は福島市
を二重線で削除後、都道府県名
から記入してください。

新給水装置所有者

住 所 福島市五老内町 3 番 1 号

フリガナ スイドウ タロウ
氏 名 水 道 太 郎 (※)

水 道

電 話 0 2 4 (5 3 5) 1 1 2 6

(※) 本人 (代表者) が手書きしない場合は、記名押印してください。

旧所有者が所在不明、死亡等の理由で署名
できない場合は、代理の方が記入し、余白
に自署できない理由を記入してください。

例) 旧所有者死亡により代筆〇〇 〇〇

したのでお届けします。

ゴム印、印刷などで本人 (代表者)
が自署しない場合は、押印してく
ださい。
なお、法人の場合は社判を押印し
てください。

給 水 装 置 設 置
場 所

福島市 五老内町 3 番 1 号

給水装置の種別

専用給水装置 ・ 私設消火栓

給水装置旧所有者
氏 名

福島市 上町 6 番 32 号

氏 名 水 道 花 子 (※)

花 子

旧所有者死亡により代筆〇〇 〇〇

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

変 更 年 月 日

令和〇年〇〇月〇〇日

代理人が提出する場合は余白に
氏名及び電話番号を記入してく
ださい。

持参いただく方の氏名：〇〇 〇〇

持参いただく方の電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

文書等作成について(注意)

- ・給水装置工事施行承認申込書
- ・給水装置所有者変更届
- ・給水台帳閲覧申請書、それに伴う委任状

※署名欄に、ご本人以外の記名・押印などがあった場合、刑罰の対象になります！！

4. 給水装置工事の事前協議

- 水道局の窓口で協議する者は設計施行指針及び工事内容を十分把握して、協議してください。
- 給水装置工事の申請受付・事前協議・調査等は午前中の予約をお願いします。ただし、緊急時や漏水等の場合は例外です。
- 「給水戸番図」「給水台帳」は個人情報を含むものですので、取扱に注意してください。

5. 給水装置工事の申込

給水装置工事には、新設・改造・撤去の3種類があり、設計及び施工は管理者が指定した給水装置工事事業者が行うものである。 福島市水道条例第7条

給水装置の新設、改造又は撤去の工事をしようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

・建物解体により「更地になる」「当分は水道の使用がない」等の場合は、「給水装置工事施行承認申込書」(給水装置工事申込)が必要です。

・「改造工事」「撤去工事」の給水装置工事申込を行うことで、加入金権利を「継続使用」「権利放棄」「権利保持」してください。

- 「継続使用」とは、メーターを設置し、給水栓1栓以上で給水装置として使用できる状態です。(改造工事)
- 「権利放棄」とは、メーターを返納し、「分岐止め」「止水栓止め」処理をする状態です。(撤去工事)
- 「権利保持」とは、メーターは返納するが、「止水栓止め」処理をすることで権利のみを残せます。(改造工事)
- 「分譲地になる」「複数あるが一部のみ保持」「保持した権利を使用せず新設工事を行う」等はこれを認めません。

- 宅地分譲や敷地分筆等で止水栓引込みの新設工事を行う場合、元の敷地に既設給水装置があれば、加入金権利の整理を行い、改造工事か撤去工事を同時に申込してください。
- 給水管引込工事と建物工事を同時申込するときの注意として、それぞれの給水装置工事申請の申込者の署名が全く別の筆跡であったり、印影が別物であれば虚偽の申込として受付しませんので気をつけてください。

自家用水道から上水道に切り替える場合は、調査書に基づき各項目を調査します。

水圧試験(0.98Mpa、2分間以上)

埋設状況[管種・口径・深度(H=40cm以上)]

立上り管状況(管種・口径・防護)

ボイラー等の逆流防止用具状況について、調査写真を添付してください。

上水道と自家水を併用する場合は、申請図に自家水も併せて記載し、水栓については、アルファベットを用いて記入してください。

- クロスコネクションをしないこと。

年 月 日

調 査 書

(自家用水道から上水道に切り替える場合)

福島市水道事業管理者 様

指定給水装置工事事業者

主任技術者

(調査担当者)

項 目	内 容					
給水装置設置場所	福島市 町 (字) 番 号					
申 込 者 氏 名						
調 査 月 日	年 月 日			適 合	備 考	
水 圧 試 験	0.98Mpa 2 分間以上					
管 種	埋 設 管		立上り管			
口 径	埋 設 管	mm	立上り管	mm		
埋 設 深 さ	埋 設 管	cm				
逆 流 防 止 器 具						
管の防護 (防寒)						

※水圧試験、埋設深さ、逆流防止取付け、保温状況については、写真を添付すること。

6. 給水装置工事施行承認申込書の記載

様式第1号（第9条関係）

給水装置工事施行承認申込書

令和 年 月 日

受付番号

承認印

福島市水道事業管理者 様

福島市水道条例第7条の規定により給水装置工事の申込みをします。

加入金及び手数料については、福島市水道条例第35条及び第36条規定に合意し、次のとおり申請します。

国県市道及びこれに準ずる道路に埋設される給水装置の維持管理を市に委任します。

申込者記入欄

申込者本人が記入！！

申請者が自書の場合印不要 ※法人の場合は必要

フリガナ・郵便番号・電話番号忘れずに！

※本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

申込者の誓約

この給水装置において出水不良・漏水・止水栓不明等が生じた場合は、私の責任において改善工事をします。

委任

申込者（所有者・委任者）は、下記指定給水装置工事事業者（受任者）に対し、給水装置工事に係る次の権限を委任します。

☒ 給水装置工事の申込等及び施行並びに水道局に納入すべき手数料、加入金に関する一切のこと。

承諾書記入欄

注意 申請時に未記入有り

この給水装置工事において

土地・家屋・分岐

令和 年 月 日

土地・家屋・分岐

令和 年 月 日

氏名

氏名

氏名

氏名

住所

住所

住所

住所

指定給水装置工事事業者

住所

指定給水装置工事事業者記入欄

（受任者）

事業者名

分岐工事が有る場合に登録者名、資格名を記入！！

指定番号：

主任技術者

分岐工事施行者

資格の更新を忘れずに！ 資格名（

設置場所		福島市 ^(コード) 住居表示！！住居表示が未定の場合は〇〇地内！！				
工事種別		新設 改造 撤去		工事期間 ^{承認の日から} 令和 年 月 日 適正な工期設定を！！ ^日		
工事金額		千円未満は切り捨て！！ ￥マーク忘れずに！！ ^(局使用欄)				
給水栓数その他		給水栓数	栓	中高層	直圧 増圧	階
受水槽		低置	有効	m ³ ()		
		高置	有効	m ³ ()		
水道局が徴収する手数料及び加入金	手数料	区 分		内 訳		手 数 料 計
		設計審査手数料				円
		しゅん工検査手数料				
		分岐立会手数料				
	加入金	区 分	口 径	個 数		計
						円

施行承認	課長	課長補佐	係長	係員	検査日
					管工事組合受付日
工 事 しゅん工	課長	課長補佐	係長	係員	提出日
					送付日

戸番図 番 号	鉛筆書きで！！
給水本管 番 号	

- 消えるボールペンで記入した申込書や添付書類が多くなっています。
提出時に再度確認をしてください。

※消えるボールペンで記入した申込書や添付書類がある場合は、申込を受付できません。

7. 提出書類の種類と必要部数

「給水装置工事施行承認申込書」原本(B4)	1部	両面印刷
「給水装置工事施行承認申込書」写し	1部	A4印刷でOK
「使用材料確認一覧表」	1部	
「位置図」 申請地を赤で表記	1部	
「給水配管図」 申請地を赤で表記	1部	
「参考図」 しゅん工図など利用	1部	
「撤去図」 給水台帳など利用	1部	
「申請図」 施行指針を参照	1部	

※ 以下の書類は必要に応じて提出する書類

「立面図」 施設・アパート・露出配管・2階→1階へ配管する場合等	1部
「給水装置代理人(指定・変更)届」 原本	1部
「給水装置所有者変更届」 原本	1部
「誓約書」 各種誓約書 原本	1部
「自家水から上水への切替調査書」 原本 (調査実施状況写真含む)	1式
「水理計算書・水理計算用立面図」	1式
「カタログ・仕様書」特殊器具使用時	1部

以上の書類を揃えてから申込してください。

8. 申込及び申込前に協議書・申込書が必要な工事

- 中高層直結給水装置設置事前協議書(申込前提出)
- 遠隔メーター及び集中検針盤設置申請書(申込時提出)
- スプリンクラー設備設置事前協議書(申込時提出)

給水装置係との協議は事前をお願いします。
(協議書等提出前)

9. 給水装置工事申込図書作成上の注意事項

- 平図面は、隣地境界線を記入し敷地内全体を表記してください。
- 図面のサイズは、なるべくA3として建物縮尺を1/100にし、給水管は太く記載し見やすく記入してください。(該当部分を赤色書きとする)
- 配水管及び止水栓の位置(オフセット・出水・水量の確認・日付)既設給水管(管種・口径)及び道路の種類・舗装状況を確認し、記入してください。

- 給水装置工事施行承認申込書、裏のしゅん工図の凡例を基に作図してください。
- 口径50mm以上の給水装置工事申込については、配管詳細図を記入してください。
- 排水弁設置時は、配管詳細図を記入してください。
- チーズ分岐時や、既設管を撤去し配管替えする場合は配管詳細図を記入してください。

- ・ 仕切弁(ソフトシール) は 一体型仕切弁を使用。
- ・ 配管詳細図は、使用材料・口径など記入してください。

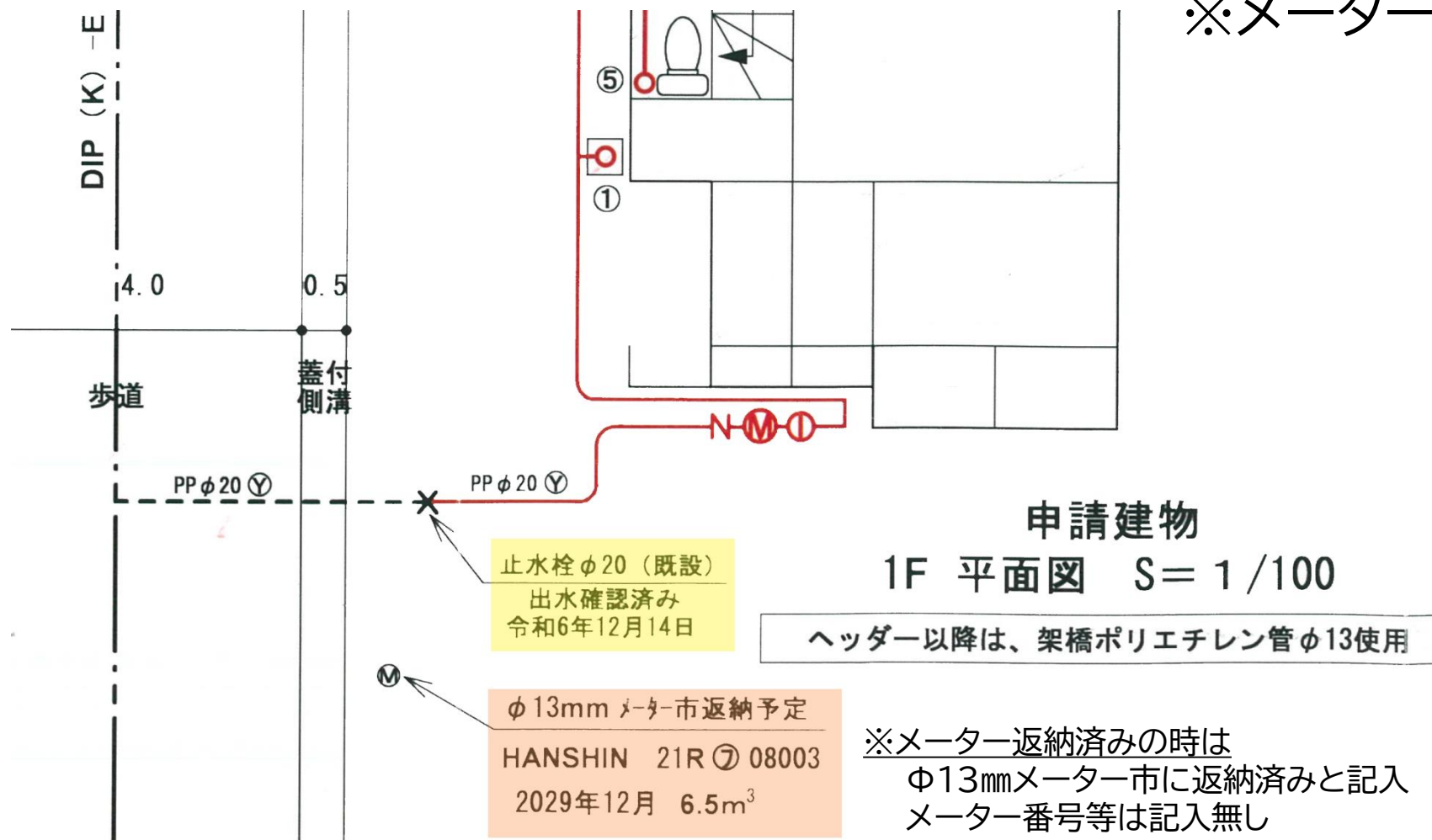
※申込時には、必ず申込書・申請図面・添付書類
(出水確認日付や水理計算など)を確認してから
提出してください。

受付時の訂正が多くなっています！！

- ・メーターが返納済みの場合は「市に返納済み」と記入してください。増径等で返納予定の場合は「市に返納予定」と記入。
- ・既設メーターを移動して使用する場合は、「移設使用」と記入してください。(A-A' にて表記)
- ・既設メーターが現地にある場合は、「平面図か撤去図にメーター種別・番号・口径・検満年月」を記入してください。
- ・メーター「再使用」の表記については、既設メーターを返納して、新たに出庫するものをいいます。(既に返納になっている場合も含む)
また、アパートなどで新規と既設の検満を統一するため、既設を返納し新規と同時出庫するものを再使用といいます。

記入例 メーターが現地にあり、返納予定の場合

※メーター増径の時

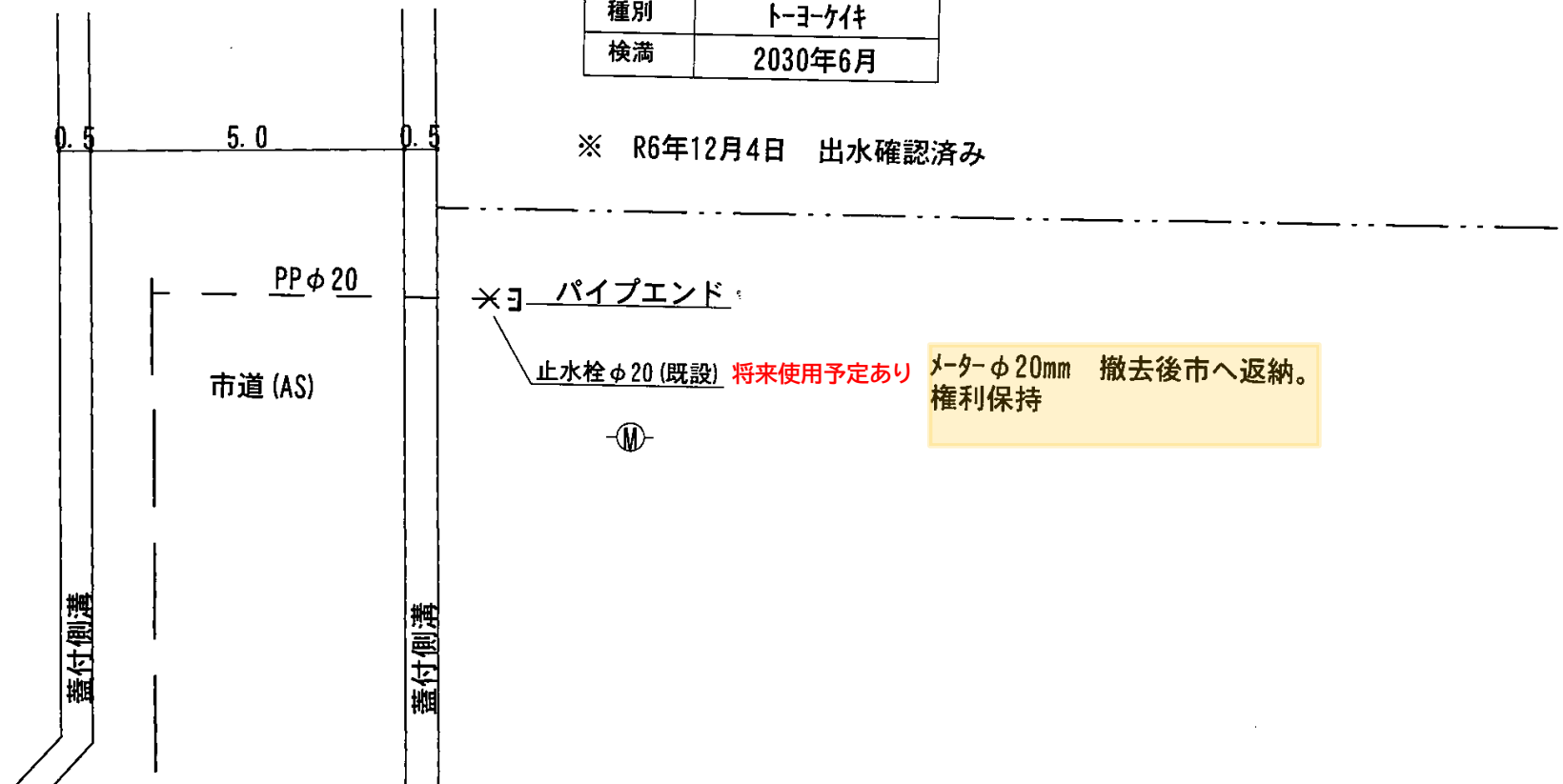


記入例 メーターが現地にあり、既設を移設使用の場合

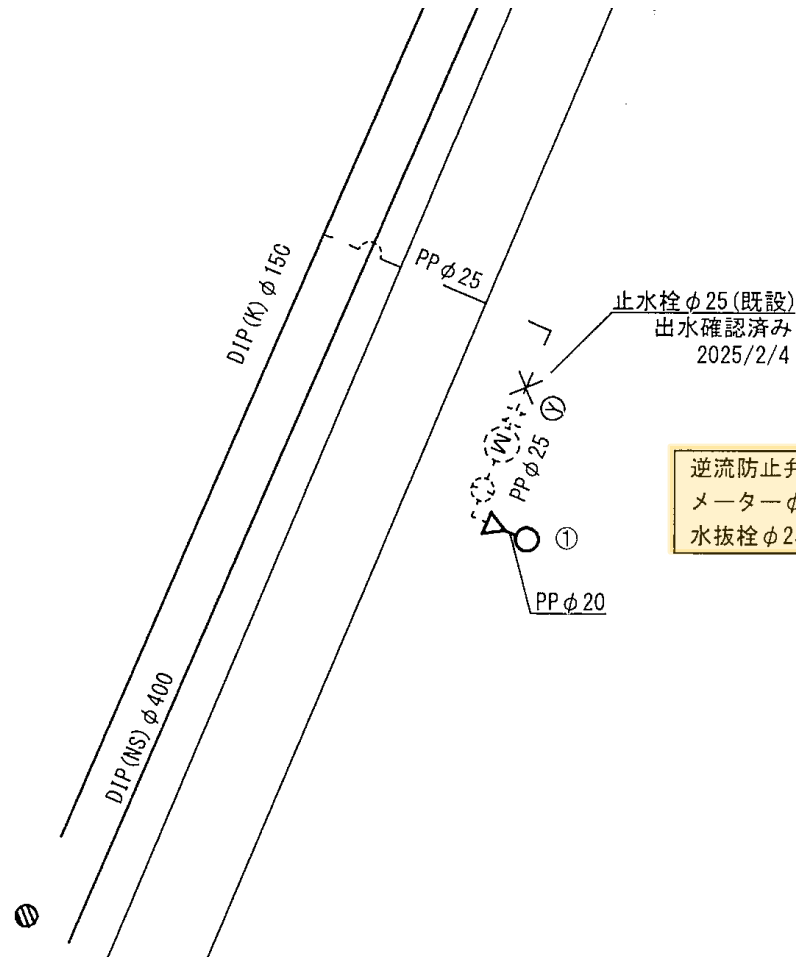


記入例 メーターが現地にあり、既設保持の場合

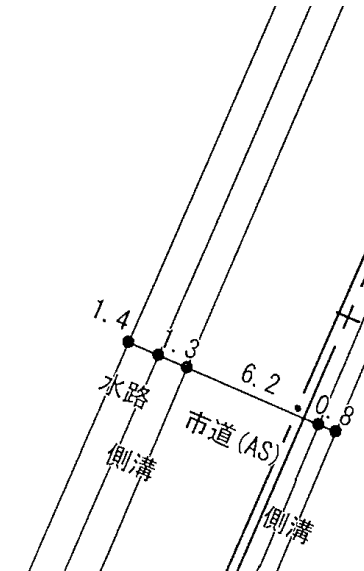
メーター	φ20
番号	22㊦00328
種別	トヨケイ
検満	2030年6月



記入例 メーターが返納済で、再使用の場合



本管口径	DIP (K) φ150		
分岐口径	既 設	PP φ25	1 個
止 水 栓	既 設	φ25	1 個
逆流防止弁	既 設	φ25	1 個
メ ー タ ー	既 設 (再使用)	φ25	1 個
水 抜 栓	既 設	φ25	1 個
水 栓 数	新 設	1 栓	



- ・権利移設の時のメーターについて
現場にメーターがある場合、既設は返納し、再使用にて出庫。

- ・新規メーター(増径等含む)が口径25mm以上の場合は、出庫予定の時期を申請図に記入。

(例:〇〇mmメーター1個、3月下旬出庫予定 等)

※記入することで、出庫予約になるわけではありませんので、
出庫予約はきちんと水道料金お客さまセンターへ。

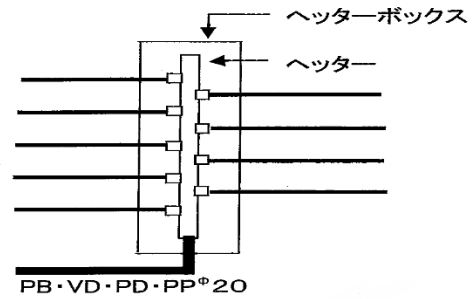
- ヘッダー工法の場合、ヘッダーの付近に点検口を設けて、
図面に記入してください。
- ヘッダーからの分岐は**9栓**までとし、10栓以上の場合は、別途取出した独立したヘッダーを設置してください。
- ヘッダーから据置型給湯器やユニット水栓式バス・トイレへの架橋ポリエチレン管の配管は口径φ20mmで接続してください。

※ヘッダーのφ13mmの取出しから、φ20mmで配管する事ではありません！

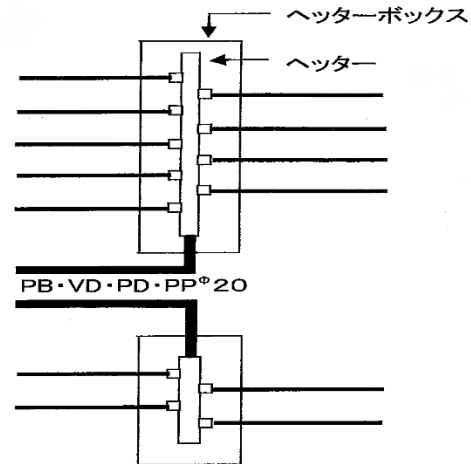
- 宅内配管から給湯器や外部水栓等への接続は、申込図面に断面図・保温状況を記入してください。

ヘッター工法統一見解事項

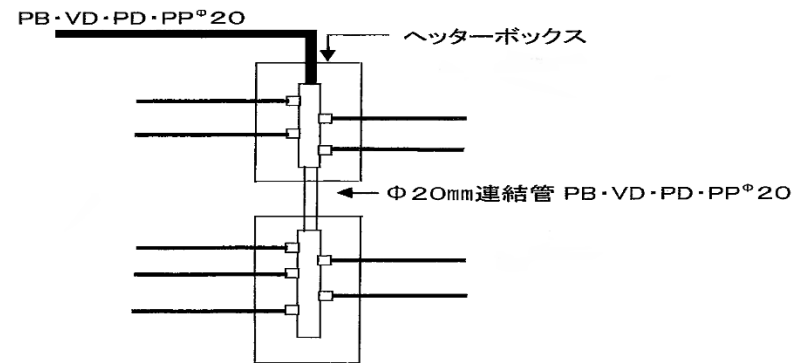
①ヘッターからの分岐は、9栓



②10栓以上場合は、独立したヘッターを設置する。



③9栓以内のヘッターとヘッター連結は、可能。

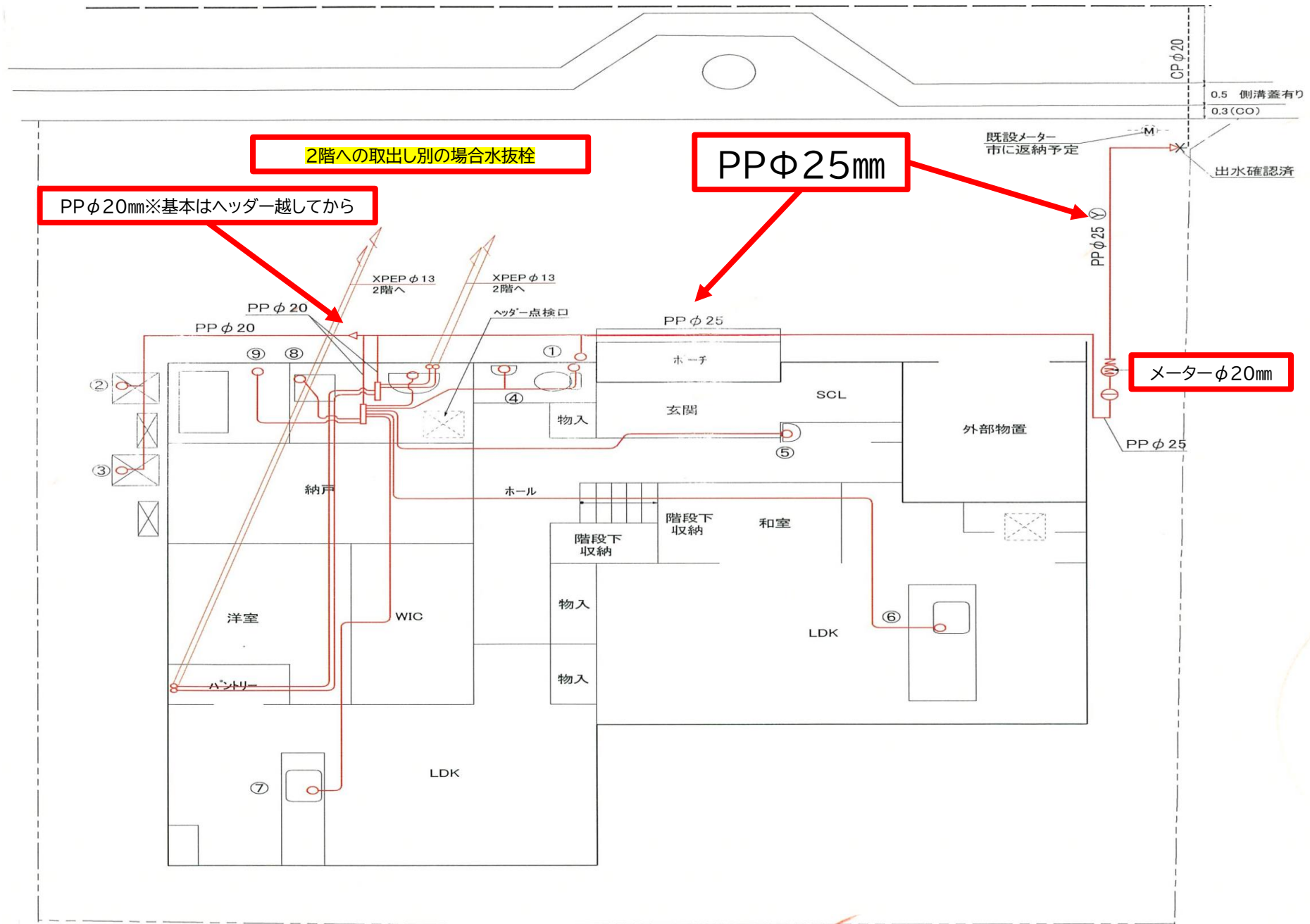


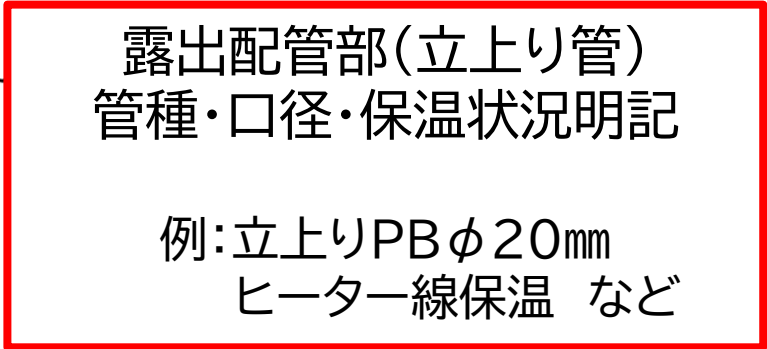
露出部分は、凍結防止のため保温する。

※2階専用には水抜栓を設置

- ヘッダーの入り管、一部の露出部分は保温する事
- **一般住宅**のメーター口径がφ20mmの場合
給水栓数が13・14栓の時は、メイン管をφ25mmにすること
※既設改造の場合は要協議
- 立上り管からの分岐は**原則禁止**です。
- 露出立上り管(管種・保温)、平面図にも記入してください。

一般住宅で13・14栓及び、既設止水栓(取出)がφ20mmの場合





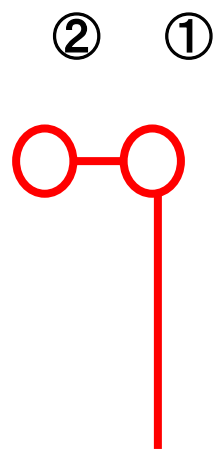
- 特殊器具設置の場合、逆流防止弁を取りつけること。
例、温水器・浄水器・軟水器・製氷機・加湿器・除菌水など
※認証品であるか確認すること。
- 特殊器具の、カタログ・認証図を添付すること。
※カタログに給水口への配管と給水栓番号を記入

- 特殊器具、浄水器、機能水器具の逆止弁設置について
 - 器具の上流側には、逆止弁を設置。
 - ※内蔵型も含む
 - ※水栓(蛇口)本体に付属されている浄水器(カートリッジ)は除く
 - 「浄水器」「軟水器」「アルカリ製水器」「活水器」「整水器」等の認証製品の確認を行い、自己認証製品ならば認証書を添付。
 - 機能水器具使用の場合、誓約書を提出。

- 水栓数の例

※水栓の立ち上り管(分岐水栓)より分岐して、浄水器や機能水器具を設置する場合

・別途に水栓(蛇口)がある場合は、2栓として水栓数をカウントする。(①混合水栓・②浄水器等)



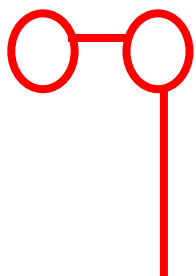
①混合水栓(新設)

②浄水器CV(新設)

※トイレの手洗い・除菌水は1栓扱いとする。

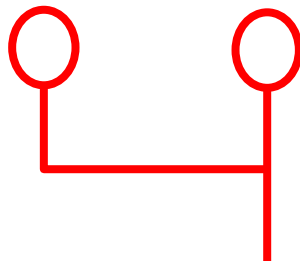
- ・トイレの手洗いのみ、架橋ポリエチレン管からの分岐が可能。
- ・除菌水設置については、逆止弁を設置しカタログを添付

①



①混合水栓+除菌水CV(新設)

②

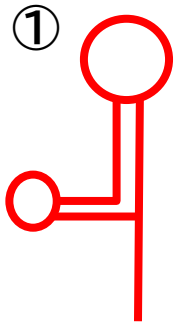


②ボールタップ+立水栓(新設)

※メイン管はトイレに接続すること。

※立ち上り管(分岐水栓)より分岐して、据置の浄水器等を設置する場合や、据置の浄水器等から水栓を設置する場合。

- ・水栓が単独の場合は1栓として水栓数をカウントする。
- ・浄水器等へは逆止弁を設置し、カタログを添付。



①混合水栓+浄水器CV(新設)

②浄水器CV+混合水栓(新設)

水理計算書の作成について

- 開発行為に伴う場合
- アパートや施設の場合
- 口径40mm以上で制水弁止(仕切弁)する場合
- 口径30mm以上の給水本管
- 一般住宅以外で、口径25mm以上のメーターを設置する場合
- 受水槽を設置する場合
- 局より指示された場合

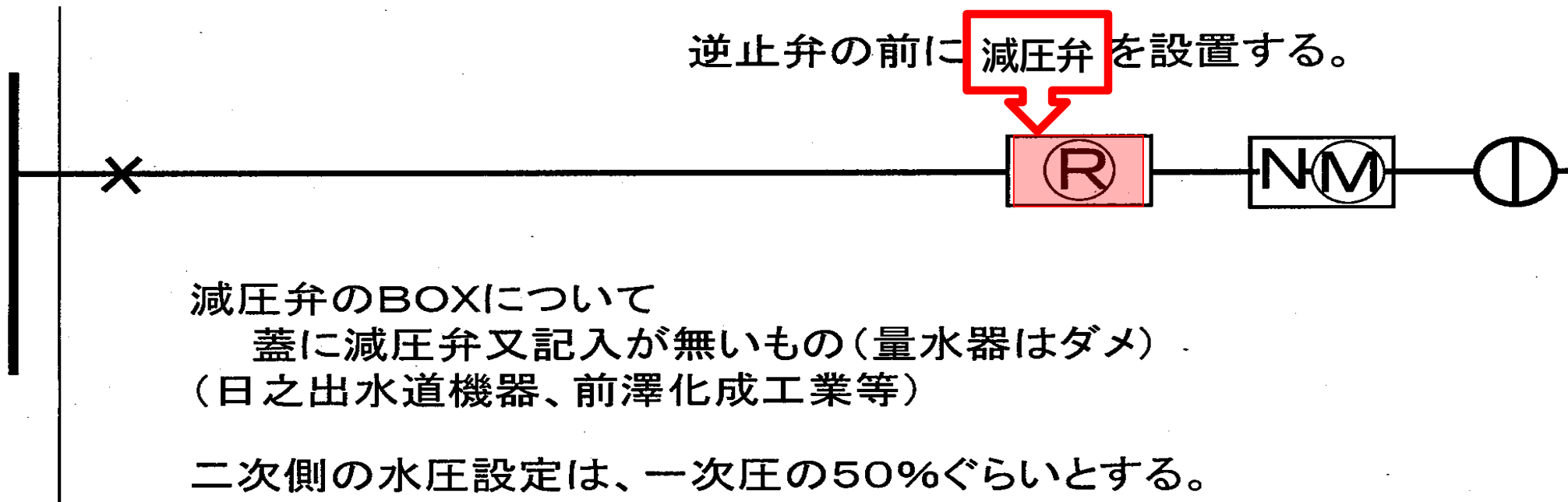
- 水理計算書を作成する際は、流速2m/秒を超えない管口径を採用すること。
- 店舗や施設などの場合は、各区分流量計算一覧に加え、各区分相当管長一覧表が必要です。
- 水理計算書でメーター口径の適正を確認するため、メーターの適正流量範囲($\text{m}^3/\text{時}$)の計算書を添付してください。

高水圧地区について《水圧0.8MPa以上》

高水圧地区においては、減圧弁の設置が必要です。

ウォーターハンマーの予防及び給水器具の損傷を抑えるため。

減圧弁設置標準図

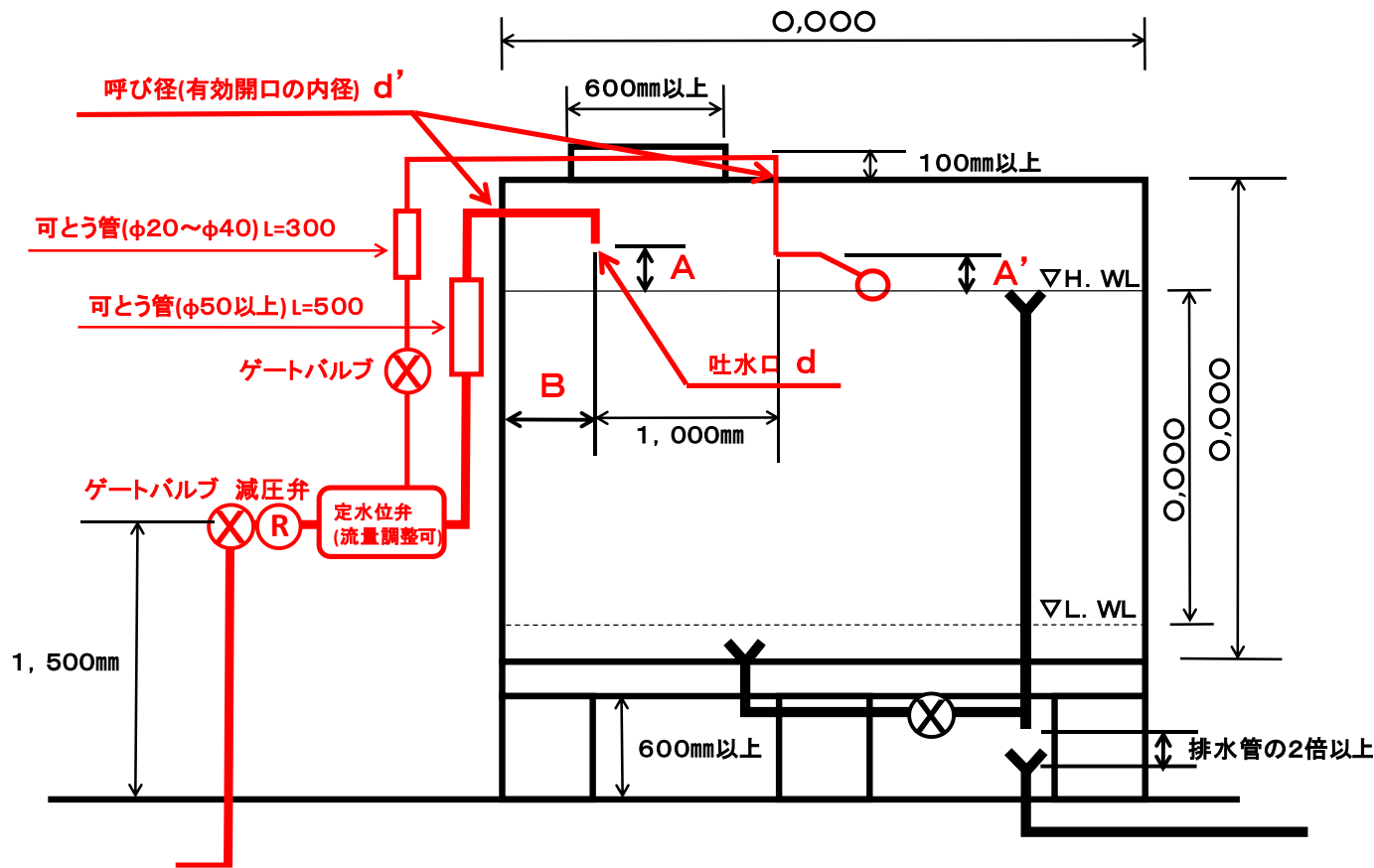


10. 受水槽設置、申請図作成の注意事項

- 受水槽の呼称容量・有効容量を記入してください。
(算出式を含む)
- 受水槽廻り配管、断面図(構造図)等の寸法を記入し、吐水口空間は算定式も申請図に記入してください。
- 受水槽の資料・ポンプ資料(型式・能力等)、二次側配管の参考系統図・立面図を提出してください。
- 受水槽の減圧弁の一次側、二次側の圧力が計測できるようにしてください。

- 既設受水槽がある場合は、点検・調査をして、容量等を記入してください。
- 有効容量が10m³を超える場合、緊急遮断弁の設置を検討してください。（規模によっては塩素注入装置）
- 複式ボールタップのみ取付については、流量調整機構を備えているものを採用をお願いします。
- 申請時には、市保健所の確認が必要、「簡易専用水道布設工事着手前届（通知）」と「受理書」の写しを添付してください。

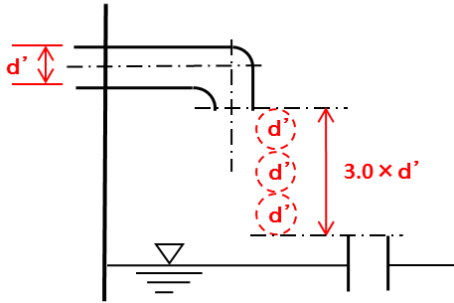
受水槽の配管及び構造標準図



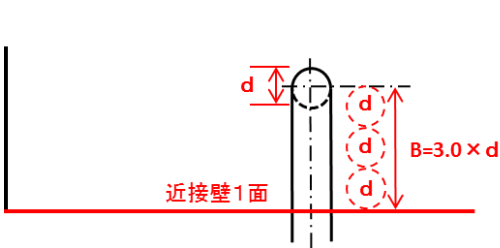
口径		オーバーフロー面から給水栓吐水口までの高さ A	近接壁と給水栓吐水口中心までの距離 B
13mm以下		2.5cm以上	2.5cm以上
13mmを超え20mm以下		4.0cm以上	4.0cm以上
20mmを超え25mm以下		5.0cm以上	5.0cm以上
口径25mmを超える場合			
		オーバーフロー面から給水栓吐水口までの高さ A	近接壁と給水栓吐水口中心までの距離 B
近接壁の影響なし		1.7 × d' + 5mm以上	
近接壁の影響あり	近接壁1面の場合	3.0 × d' 以上	3.0 × d以下
		2.0 × d' + 5mm以上	3.0 × dを超え5.0 × d以下
		1.7 × d' + 5mm以上	5.0 × dを超えるもの
	近接壁2面の場合	3.5 × d' 以上	4.0 × d以下
		3.0 × d' 以上	4.0 × dを超え6.0 × d以下
		2.0 × d' + 5mm以上	6.0 × dを超え7.0 × d以下
	1.7 × d' + 5mm以上	7.1 × dを超えるもの	

注) d: 吐水口の内径(mm) d': 有効開口の内径(mm)

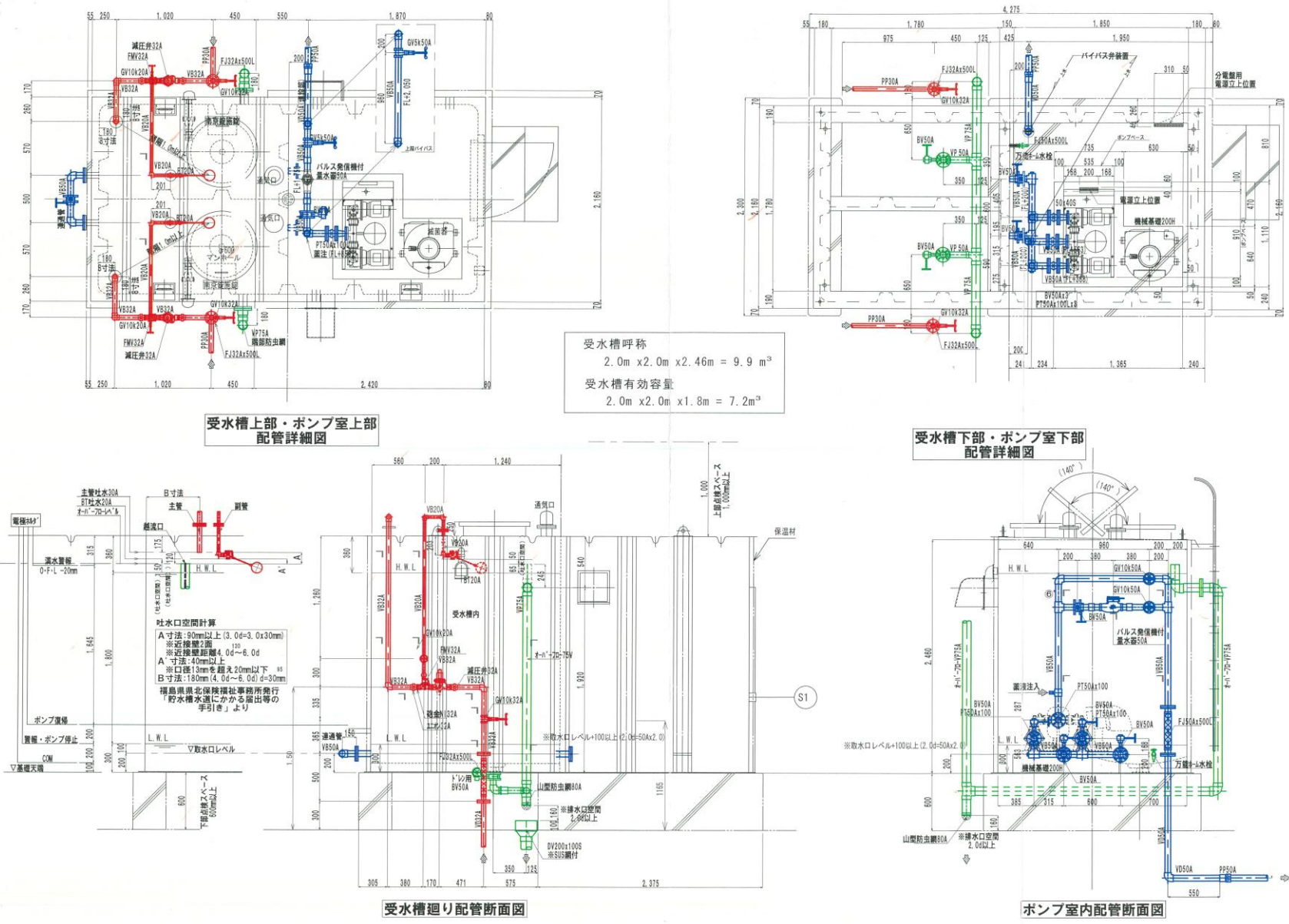
A区間の求め方(例)



B区間の求め方(例)



受水槽申請図例



※1例です

11. 給水装置工事の施行承認

- 手数料・加入金が納入されて施行承認となります。
- 施行承認の前に現場施工すると「**未承認着工**」となり、処罰の対象となりますので気をつけてください。

12. 手数料・加入金の納入

- 手数料・加入金の納入のお知らせの発行から

15日以内に納入してください。

福島地区管工事協同組合に加入していない事業者の方は、**納入日当日の朝9時まで**に給水装置係まで連絡をしてください。

納付書発行後、来局して納付書を受け取ったら、**当日の11時00分頃までに金融機関に納入を**お願いします。※福島市役所の東邦銀行は11:30より昼休みになります。

※納入が終わったら、給水課まで戻ってきてください。

13. 給水装置工事内容の変更

- 申請の内容に変更が生じたときは、水道局給水課と必ず事前に協議をして承諾を受けてから施工してください。
- 事前協議をせずに、現場施工、しゅん工図提出及びしゅん工検査を実施した場合は、変更内容は無効です！！

14. 給水装置工事の取消し

- 申込者の都合で取り消しする場合は、「給水装置工事施行申込み取消届」(様式3号)を提出してください。
- 工事取消しにより手数料及び加入金の還付が生じる場合は、取消届に併せ、下記の書類も提出してください。

「委任状」(印必要)

「市納金還付連絡票」

「給水装置工事施行承認申込書」(原本)

※振込先は指定業者の口座となります。

15.各種助成制度について

1. 給水装置工事資金融資あっせん制度
2. 鉛製給水管取替工事補助金交付制度
3. 配水管布設工事助成制度

助成制度利用にあたっての注意

※必ず給水課と協議をしてください。

※条件が多々ありますので、協議もせずお客様に利用可能と伝えないでください。

※協議には時間を要しますので、あらかじめご了承ください。

助成制度利用にあたっての注意

※提出書類を確認し、準備をしてください。

※鉛製給水管取替工事の場合は、漏水修繕でも補助対象になる場合がありますので確認してください。

16. 給水装置工事及び申込の問題点

- 申請時の確認不足(出水・所有者・特殊器具など)
- 事前協議をしないで申請
- 協議時、その内容を把握していない
- 無断工事や盗水など



処分の対象になります！

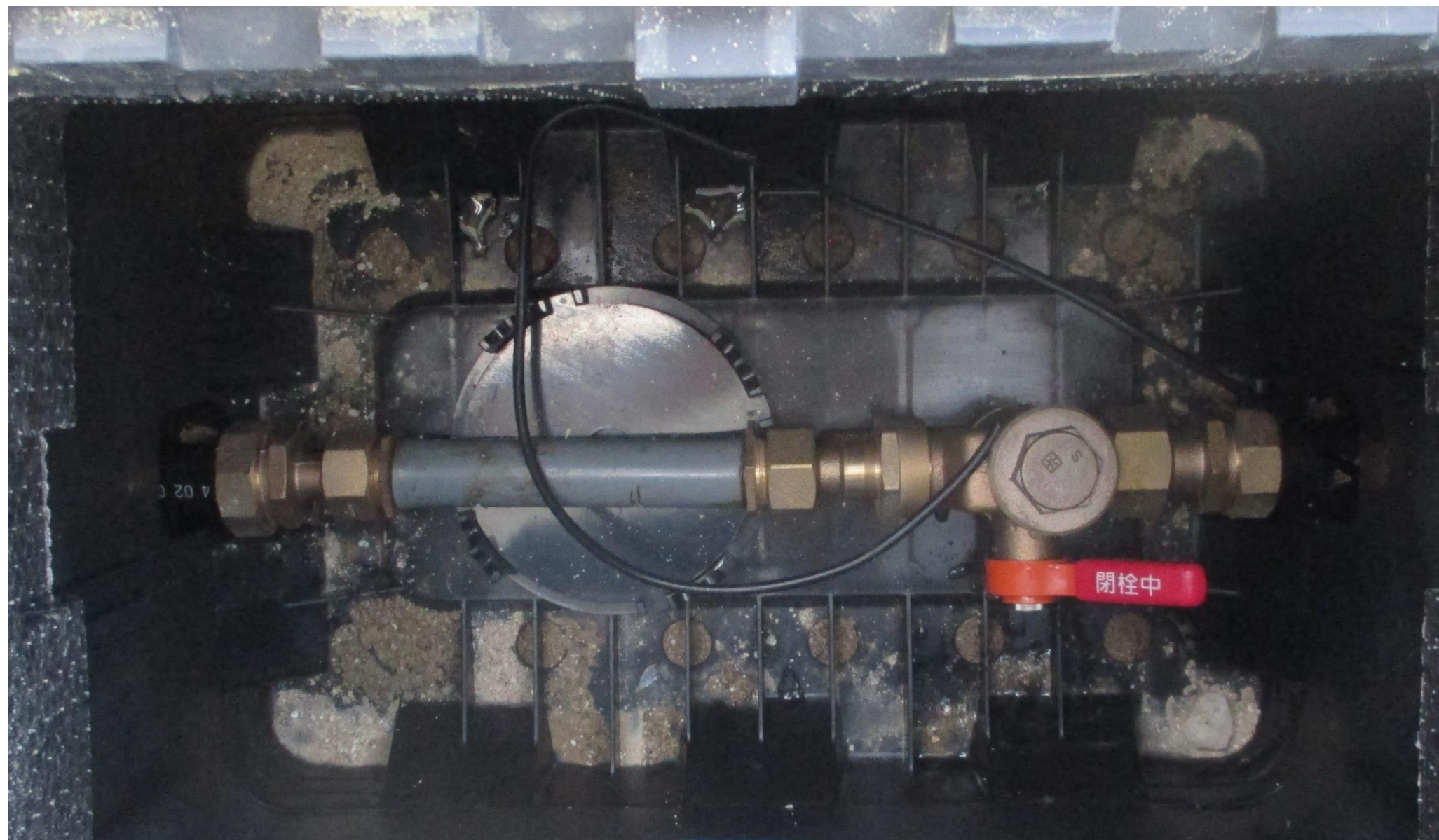
事例

- 給水装置工事施行承認申込書を提出せず施行(無断工事)
- 無断で断水を行い、お客さまから苦情。
- 事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しない。
- 施行配管としゅん工図配管の相違による虚偽。
- 承認後に無断で配管・水栓等の変更。
- しゅん工図の未提出。
- 無断通水(盗水)、メーターの不正使用等。

メーター代用管の取扱いについて

- ・毎年、講習会資料にて通知をしているところですが、メーター面間固定のため、代用管を設置する場合に、現在も通水可能な代用管を使用している事業者が見受けられます。

無断通水(盗水)と、疑われますので使用しないこと。



処分による影響

1. 停止中・取消中は、給水装置工事はできない。
2. 指導・処分事実が2年間消滅しない
3. 指定停止から2年の間に再度違反行為があれば、指定取消しになる

4. 指定取消してから2年の間に給水装置工事を施行した場合は、永久に指定を受けることができない

5. 処分内容は、局HP及び市・支所等の掲示板において公告する。

6. 給水装置工事主任技術者に、水道法第25条の4に違反する行為があった場合、担当の省へ報告する。

※主任技術者免状の返納を命じられる場合があります。

給水課では不定期ですが
現場パトロールを行っています。

現場パトロールでの事例

- ・止水栓やメーターが現場の資材等で確認出来ない
- ・未だに通水可能な、メーター代用管を使用
- ・メーターを出庫したが、現場に未設置

※この様なことが無いように注意ください

不明な点は、給水装置係と協議・確認
をお願いします。

